

水産金融総合対策事業のうち漁業経営基盤強化金融支援事業の利子助成金の交付対象者について

30 水漁第1 7 5 1号

平成 31 年 3 月 29 日

水産庁水産経営課長通知

最終改正

令和 4 年 4 月 26 日

4 水漁第 164 号

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 2 - 1 - (1) の規定に基づき、水産金融総合対策事業のうち漁業経営基盤強化金融支援事業の利子助成金の交付対象者のうち、水産庁水産経営課長が別に指定する者及び別に指定する自然災害を次のように定める。

第 1 水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について第 3 の 2 - 1 - (1) の (2) のアの (ウ) の漁業を営む個人又は法人であって、その責めに帰すことのできない社会的又は経済的環境の変化等の事由による影響を受けたことにより、その漁業経営を継続するために資金を必要とし、かつ、当該影響について影響内容の証明を市町村長等から受けた者で、水産庁水産経営課長が別に指定するものは以下のとおりとする。

- (1) さけ・ます流し網漁業の再編整備に関する基本方針（平成27年12月15日付け27水管第1735号農林水産事務次官依命通知）の対象となる漁業者
- (2) 平成30年6月28日から7月8日の間の台風及び暴風雨（以下「平成30年7月豪雨」という。）の影響によって通常使用する漁港、市場等が被災したことにより水産物の水揚げや流通に支障を来しており、かつ、以下のいずれかの要件を満たす者
  - ア 借入れの申込みまでの2か月間の水揚金額若しくは水揚量が平成30年7月豪雨前の直近年の同期間に比して3割以上減少していること又は経営費が同様の比較において3割以上上昇していること。
  - イ 平成30年7月豪雨後の年間水揚金額若しくは水揚量が当該豪雨前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が同様の比較において1割以上上昇すると見込まれること。
- (3) 平成31年1月に仙台塩釜港で発生した貨物船「なとり」による重油流出事故によって影響を受けた漁業者
- (4) 令和元年台風第15号の影響によって通常使用する漁港、市場等が被災したことにより水産物の水揚げや流通に支障を来しており、かつ、以下のいずれかの要件を満たす者
  - ア 借入れの申込みまでの2か月間の水揚金額若しくは水揚量が令和元年台風第15号前の直近年の同期間に比して3割以上減少していること又は経営費が同様の比較において3割以上上昇していること。
  - イ 令和元年台風第15号後の年間水揚金額若しくは水揚量が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が同様の比較において1割以上上昇すると見込まれること。
- (5) 令和元年台風第19号の影響によって通常使用する漁港、市場等が被災したことにより水産

物の水揚げや流通に支障を来しており、かつ、以下のいずれかの要件を満たす者

ア 借入れの申込みまでの2か月間の水揚金額若しくは水揚量が令和元年台風第19号前の直近年の同期間に比して3割以上減少していること又は経営費が同様の比較において3割以上上昇していること。

イ 令和元年台風第19号後の年間水揚金額若しくは水揚量が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が同様の比較において1割以上上昇すると見込まれること。

(6) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響を受けた漁業者等

(7) 令和2年7月3日からの豪雨（以下「令和2年7月豪雨」という。）の影響によって通常使用する漁港、市場等が被災したことにより水産物の水揚げや流通に支障を来しており、かつ、以下のいずれかの要件を満たす者

ア 借入れの申込みまでの2か月間の水揚金額若しくは水揚量が令和2年7月豪雨前の直近年の同期間に比して3割以上減少していること又は経営費が同様の比較において3割以上上昇していること。

イ 令和2年7月豪雨後の年間水揚金額若しくは水揚量が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が同様の比較において1割以上上昇すると見込まれること。

(8) コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた漁業者等

第2 水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について第3の2-1-(1)の(2)のアの(エ)の水産庁水産経営課長が別に指定する自然災害は以下のとおりとする。

- (1) 令和元年台風第15号
- (2) 令和元年台風第19号
- (3) 令和2年7月豪雨

第3 第1の規定により指定された者の利子助成の対象となる資金は、第1の(2)、(4)、(5)及び(7)に規定する者にあつては農林漁業セーフティネット資金に、第1の(3)に規定する者にあつては農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金及び漁業近代化資金（1号資金から5号資金までの各資金に限る。）に、第1の(8)に規定する者にあつては農林漁業セーフティネット資金、漁業近代化資金（5号資金に限る。）及び漁業経営維持安定資金並びに都道府県漁業経営維持安定資金に限る。

附 則（令和2年7月31日2水漁第566号）

この通知は、令和2年7月31日から施行する。

附 則（令和3年2月12日付け2水漁第1303号）

この改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行の日（令和3年2月13日）から施行する。

附 則（令和4年3月29日付け3水漁第1716号）

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月26日付け4水漁第164号）

この改正は、令和4年4月26日から施行する。